

静岡県消費者行政推進計画への意見提出

消費者問題ネットワークしずおか
代表 色川 卓男

消費者行政推進の活動に敬意を表し、意見を上げさせていただきます。

1. 県と市町との関係について

内容を見る限り、県は、市町とどのような関係を構築していこうとしているのかが、必ずしもはっきりしていないと思われまます。

県相談窓口をどうしていくのか、県相談窓口と市町との関係はどうするのか、などを具体的に分かりやすく明示し、県全体の枠組みの中での県と市町との消費者行政体制のあり方を示していただくよう要望します。

また、その方向性としては、東京都や愛知県のように、「センター・オブ・センター」を目指すことを期待します。消費者安全法 8 条では「広域的・専門的」な部分は都道府県に委ねられており、各都道府県は事実上「センター・オブ・センター」を目指すことを求められていると思われまます。静岡県もまた「センター・オブ・センター」化を進めるためにも、県の相談窓口を集中・強化するとともに、各市町に頼りにされるような有能な、かつ経験豊富な相談員を高待遇によって招聘して、「広域的・専門的」な問題に対して充分対応できるような体制作りを目指すべきだと考えまます。

2. 消費者教育の課題について

消費者教育の推進問題に関して、何を具体的に進めるのかが見えまません。例えば「消費者学習支援の推進」等、「・・・の充実」という記載がよくみられまますが、具体的にそれが何を意味するのか、何を指しているのかを把握できまません。基本計画とは、本来、抽象的な表現ではなく、具体的な表現によって、自治体自らを縛る意味があると考えまますので、今回は無理でも、次回の基本計画では、より具体性のある表現に変更していただきたいと思いまます。

また、現在、静岡県では消費者教育に関する研究会を立ち上げられており、今年度中には検討結果がでてくるのだと思いまますが、静岡県は消費者教育施策についても「センター・オブ・センター」化を目指すべきだと考えまます。今日は、消費者教育推進法の施行をみてもわかるように、地方消費者行政の消費者教育施策にとって、大きな転換期でありまます、県レベルでも市町レベルでも、それぞれかなり緻密な努力が必要だと考えまます。そして県レベルで考えるべきことは、学校における消費者教育の推進体制の構築と、各市町を中心にして行われる消費者啓発活動の支援だと考えられます。特に学校における消費者教育については、政令市以外の教員の人事権は県にありまますので、県の取り組みが、ほとんどそのまま県全体の学校における消費者教育の取り組みとなる面もありまます。ぜひ抜本的かつ有効な消費者教育施策の充実に取り組んでいただきたいと考えまます。

以上